



# 鳥取県公報

平成13年11月2日(金)  
第7330号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (68) (水産課) .....	1
告 示	保安林の指定予定 (614) (森林保全課) .....	2
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更 (615) (都市計画課) .....	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (616) ( " ) .....	3
公 告	採石業務管理者試験の合格者 (河川砂防課) .....	3

= 公布された規則のあらまし =

### 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

- 1 広域漁業調整委員会の指示又は当該指示を受けた者がこれに従わないときにされる農林水産大臣の命令により操業を停止された期間は、漁業の許可の取消要件に係る休業の期間に算入しないこととした。(第29条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年11月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第68号

#### 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第29条 略 2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第52条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指	第29条 略 2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第52条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指

示若しくは同条第11項の規定に基づく命令若しくは同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の休業の期間に算入しない。

3 略

示若しくは同条第12項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の休業の期間に算入しない。

3 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

**鳥取県告示第614号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年11月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日南町生山字板井谷山625の1
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日南町印賀字大原中倉220の17、220の21、湯河字小坂497の1、497の4、萩原字井出口1193、字荻原家ノ上工1253の1
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第615号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年11月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した理事の氏名及び住所

梶 原 福 市 米子市西福原九丁目2 - 48

#### 鳥取県告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、河原町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年11月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道 河原町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

## 公 告

平成13年10月12日に実施した第30回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成13年11月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

花 原 義 文      森 田 謙 二      毛 利 克 己      山 田 雄 作      村 上 歩  
山 本 泰 三

